

平成30年度 第1回黒松内町総合教育会議事録

1. 期 日 平成30年7月24日(火)
午後4時10分から午後5時30分
2. 場 所 コミュニティ防災センター 町民活動室1
3. 出席者 (構成員)
- | | |
|---------|-----------|
| 町 長 | 鎌 田 満 |
| 教 育 長 | 内 山 哲 男 |
| 教 育 委 員 | 池 田 重 人 |
| 教 育 委 員 | 成 田 志 津 代 |
| 教 育 委 員 | 金 石 澄 子 |
- (関係者)
- | | |
|------|---------|
| 総務課長 | 新 川 雅 幸 |
|------|---------|
- (事務局)
- | | |
|-----------|---------|
| 教育委員会教育次長 | 鈴 木 浩 勝 |
|-----------|---------|

本日の会議に付した事件

- (1) 黒松内町いじめ防止基本方針の改定について
- (2) 児童生徒の安全対策について(登下校の防犯対策、北海道自転車条例関連) (協議)
- (3) 当面する黒松内町教育課題について (協議)

会 議 の 顛 末

事務局 平成30年度第1回黒松内町総合教育会議を始めさせていただきます。
本日は、教育委員1名が欠席いたしますので、5名の皆さんでとり進めます。
それでは、次第に基づき進めます。1番挨拶、鎌田町長よりお願いします。

町 長 今日は、お忙しい中、出席をいただき本当にありがとうございます。
全国的に猛暑に見舞われており、本日は黒松内町も28度になっています。
過日、大雨による被害があった西予市は、後片付けそして復旧で大変忙しい状況で
ありますので、今はこちらから積極的に訪問することはご迷惑をお掛けしますので、
見合わせているところです。人的な支援では、医師や看護師、保健師が必要であれば
対応したいとお声かけしているところですが、連絡をいただいております。飲料水
をお送りするなどの色々な支援をしております。
今週末はビーフ天国が開催されます。予報では雨マークが消え、安心しております。
前夜祭及び本祭では、皆さんにはご協力いただくこともありますので、どうぞ、よろ
しくお願いします。
本日は、1つの議題と2つの協議となっておりますので、教育委員の皆さんのご意
見、お考えをお聞きしたいと思っております。簡単ではありますが、開会の挨拶とさせ
ていただきます。本日はありがとうございます。

事務局 それでは、2番議題に移らせていただきます。町長に進行をお願いします。

町 長 1番目の議題は、黒松内町いじめ防止基本方針の改定です。教育委員会においても
協議されていると聞いております。まず、事務局から説明ください。

事務局 黒松内町いじめ防止基本方針の改定案を説明いたします。
町では、本方針を総合教育会議に諮り、平成28年3月に制定しております。この
度の改定は、本年2月に北海道いじめ防基本方針の改定がありましたので、その内容
を参考し、本町の基本方針の見直しをいたしました。
それでは、主たる改定部分を中心に説明します。
「第1章 策定に当たって」の「3 公表と見直し」では、「国又は北海道が定め
る法令や条例、基本方針等の改定」も見直しの検討をすることに追加しています。今
回の改定は、これに当たります。
次に「第2章 基本的な考え方」の「1 いじめの定義」では、3点の見直しです。
児童生徒の善意に基づく行為の場合の対応の記述と、けんかやふざけ合いにおいても

背景にある事情を調査すること、発達障がいや帰国子女、被災した児童生徒等で学校として特に配慮が必要な児童生徒への支援等を追加しています。

「2 いじめの解消」の項目が追加されています。いじめが解消している状態として、2つの要件が満たされている必要があり、その判断基準を示しています。一つ目は、いじめに係る行為が止んでいることは少なくとも3か月の経過を目安とするとしています。二つ目は、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこととし、いじめの解消の見極めでは、学校や保護者のほか、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断することが大切であるとしています。

「4 いじめ防止対策の取組方針」では、それぞれの役割を示しています。(2) 保護者では、自ら範を示すなどして努めること。日頃から、子どもと一緒に悩みや相談をともにできる関係を築くこと、子どもの心と体を守ることを第一に考え、絶対に守るという気持ちを伝えることなどの取り組みを追加しています。(3) 学校では、児童生徒と早い段階から関わりを持ち、積極的にいじめの認知に努めることを追加しています。

「第3章 取組の役割」の「1 町の取組」では、今まで2回開催している子ども会議の開催、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価に位置付けること、評価結果を踏まえた改善の指導、助言することを追加しています。

「2 学校の取組」では、教職員は児童生徒に直接指導する立場であることから、自らの不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長しないことなどを研修にて習得します。主な取組では、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価に位置付けること、北海道教育委員会や町教育委員会が行う子ども会議等への参加、必要に応じて学校いじめ未然防止プログラムや早期発見・事案対処マニュアルを策定することを追加しています。

最後の章「第4章 重大事態への対処」では、重大事態の把握及び報告の項目です。重大事態の対象に、いじめられて重大事態に至ったという児童生徒や保護者から申立てがあったときを加えており、そのときも、重大事態が発生したものとして同様に対処することとしています。

簡単ではありますが、改定の説明は以上です。

町長 本町では、北海道の方針に基づき策定をしておりました。北海道の本年2月の改定に伴って、この度、本町の方針も様々な事象に対応するため、改定するものです。事務局からの説明について、ご意見がありますでしょうか。

各委員 ありません。

町長 それでは、この案のまま決定いたします。

次の議題に進めます。2番目は児童生徒の安全対策についてを協議します。交通安全等もありますので、担当課の総務課長が出席しています。まず、教育委員会から説

明ください。

事務局 配付資料の登下校防犯プランをご覧ください。

本年5月に、新潟市において下校途中の児童が殺害される悲惨な事件がございました。これを受け、政府は登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議を立ち上げ、各市町村に対し様々な取組を通知しております。

2ページからは、地域における連携の強化として警察、教育委員会・学校、自治体、放課後児童クラブ、保護者等の関係の連携が必要あるとし、その連携の場の構築、通学路の合同点検、不審者情報等の共有化、多様な担い手による見守りの活性化と見守りの空白地帯を作らないこと、子供の危険回避対策として防犯教育の充実、スクールバスを活用した安全確保の推進等きめ細やかな内容が示されています。10ページには、取組毎の省庁が書かれており、警察庁、文部科学省であり、単独ではなく省庁も連携した取組となります。

これを受けて、本町ではどのような取組が必要であるかを協議するため、総合教育会議に諮るものです。

また、本年4月に北海道自転車条例が施行され、乗車時のヘルメット着用や自賠責保険加入等を努力義務となっています。今後は、ヘルメット購入の助成制度や町内店舗での購入体制づくり、自転車の安全運転教室等の安全教育の実施とその充実が求められます。次に現在の取組事例を総務課長から報告し、その後、具体的な提案はございませんが、皆さんからご意見をいただきたいと考えています。

総務課長 それでは、配付資料「児童・生徒の安全対策について」により説明します。

一つ目は、登下校時の防犯対策では、町独自や学校からの依頼を受けた防犯協会や寿都警察署が、幼児、小中学生に街頭啓発・補導活動、防犯講話、防犯訓練、通学路巡回を実施しています。また、黒松内女性会と合同で、年6回交通安全週間に街頭指導を行っています。本年度は、試行的に主に黒松内小学生への取組として、下校時の街頭指導を兼ねて見守りを、5月から7月に行っています。これは、新潟市で事件があったことから、指導員部会からの自主的な発案として始まっております。様々な取組を行ってはおりますが、課題は、指導員の人員不足と高齢化がありますので、これまで以上に他団体との連携や役割分担も含めて協力体制づくりを図ります。

二つ目は、4月1日から施行された北海道自転車条例を説明します。関連の取組は、自転車の交通安全教室は学校からの要望を受け、毎年、春に2校で実施しています。啓発普及活動として、6月下旬に各戸配付にて、北海道が作成したチラシを配付しています。条例では、利用者の努めとして日常の点検・整備、ヘルメットの着用、反射材の装着、自転車損害賠償保険等への加入であり、事業者はヘルメットの着用を推奨すること、貸付け業者は損害賠償保険等への加入は義務となっていること、校長等は児童生徒への自転車交通安全教育に努めることの5つのポイントを定めています。今後も、町はこの5つのポイントを町民にお知らせしていきたいと考えています。

取組の概要説明は、以上です。

町 長 児童・生徒の安全対策と北海道自転車条例について、説明がありました。

まずは、安全対策・防犯対策についてご意見をいただきます。

保育園では、交付金を活用して施設周辺を映す防犯カメラを設置していますが、学校は玄関を施錠しているだけで、防犯カメラを設置していないのが現状ですので、設置の必要性があるのでは考えています。学校だけでよいのか、通学路までも含めるのかを考えると、この場合は、町だけではなく地域の方の協力も必要になります。

教育長 新潟市の事件後には、指導員部会が自主的に元蔵田商店の交差点にて街頭指導していただいておりますことに、大変感謝いたします。ここは、放課後児童クラブに行く児童も通る個所ですので、立っているだけでも安心感があります。本来は、歩行者の横断が優先ですが、車が行くのを待っている児童が多いです。商店街に防犯カメラがあると、犯罪の抑止力にはなるが、プライバシーも含めて記録した情報管理の取扱いも難しく、地域への理解を得るための取組が必要です。ドライブレコーダーが普及していますので、この活用も考えてもいいのではないのでしょうか。郵便局包括協定がありますので、一定の範囲ではありますが、児童生徒の見守りの体制があると考えています。学校は、児童生徒に対して現在の見守り体制を知らせることにより、児童生徒自らが守られていることを感じられる指導が大切であると考えています。

町 長 以前の総合教育会議にて、この交差点の信号機設置のご意見がありましたので、経過をお知らせします。

総務課長 寿都警察署より、口頭で「現状では、信号機の新規設置は難しい。」との回答を受けています。警察では、町からの要望があり現地を数度確認していますが、町内外の交差点等と比較すると交通量は低く、信号機を設置する優先度は高くはないとの判断をしており、人口や交通量の減少により撤去する信号機を、ここに移設することも考えています。

町 長 町は、継続して信号機設置の要望は続けていきます。現在、町内にある信号機のうち交通量が少ない個所がありましたら、その移設ができるのかを探ります。ここは、交差点と踏切までの距離が近いので、特に冬期間で赤信号で停車した場合の危険性を感じています。

郵便局との包括協定を3月下旬に締結しています。児童生徒だけではなく、町民を対象に、配達時に異変を発見した場合や感じた場合に町に連絡をするものです。明日には、コープさっぽろとも協定を締結しますので、内容の差はあると思いますが、町だけではなく事業者等の方々とも協力しあい、見守りの体制づくりを図ります。

委員① かなり以前に、各家庭や商店などにこども110番のステッカーが貼られてありました。数年経ちましたので、住まわれている方も変わりましたので、再び、依頼をしてはいかがでしょうか。通学路沿いに住む皆さんに、児童生徒への意識付けにもつな

がると思います。

町 長 こども110番の取組はどこでされているのですか。

教育長 始まりは黒松内小学校PTAで、取組が広がり町連合PTAで行っていました。数年は、住宅の所有者等の変更にも対応しておりました。子どもは、一般の家庭よりも商店などの人がいる所の方が入り易いという見方があります。併せて、商店の配達する車にも見守り車のステッカーを貼っています。これは、子どもが来るのではなく、大人が出て行くという取組といえるでしょう。これらの取組は、誰の目にも見えていまずので、抑止力の一つにはなっていると思います。

町 長 抑止力にはなるとは思いますので、これからも町連合PTAの取組でよいのか、また、経過や現状を把握し、継続した取組となるよう教育委員会で確認をしてください。

教育長 不審者情報は、以前と比べて減少していると感じていますが、どうでしょうか。

委員① 不審者情報は、防災行政無線で放送するなどどのように取扱いをしているのですか。

総務課長 警察から依頼がありましたら、すぐに放送するようにしています。去年は、声掛けなどの情報はありませんでしたので、放送の実績はありません。

事務局 小樽・後志管内の子どもに係るもので、声掛けや手を引っ張られた、車から写真を撮られたなどがあれば、子どもから学校や警察に情報が行き、後志教育局に伝わった後に、管内の市町村教育員会には半日程度後にファックスで情報が来ます。この情報は、町内4校にすぐにお伝えしています。

総務課長からもありましたが、本町及び近隣町村での不審者情報はありませんので、住民の皆さんにはお知らせはしていない現状です。本町では、町内の事例はもちろん防災行政無線で放送しますが、近隣町村の場合はどうするかは総務課とも事前にルールを決めたいと思います。

総務課長 警察からの情報提供があれば、近隣町村の場合であっても本町にも影響がありますので、基本的に防災行政無線で放送することとしています。

教育長 一般的に言われていることですが、犯罪者は住民からあいさつをされることを嫌がるそうです。見られているということですから、そう感じるのでしょう。難しいことですが、不審者や不審車両があればそれを記憶することです。車ではナンバーを覚えることだそうです。学校や家庭でも、そのような機会がないことが良いのですが、ナンバーを覚えることを教えることも必要と思います。地域全体としても、子どもの周りを見守りする意識を持つことが、安心安全な環境づくりには欠かせません。

委員② 最近、人動センサーを設置している住宅が増えています。暗がりでも、通るとセンサーで明るくなりますので、防犯上の良いことと思います。

町 長 次に、北海道自転車条例に進みます。過日の議会総務経済常任委員会の学校訪問では、児童生徒のヘルメットの着用について、町の対応への意見交換がありました。先ほどの説明のとおり利用者の努めではありますが、着用促進のためには行政がすべきことを考えます。学校側では主に通学時の児童生徒を対象に取組ますが、放課後にも自転車には乗りますので、行政ではこの点も含めて検討します。現在の自転車通学は、どのようになっていますか。

事務局 黒松内小学校は認めていません。黒松内中学校は75名を許可し、ヘルメットの着用は義務化していません。白井川小学校は3名を許可し、義務化しております。白井川中学校は1名を許可し、義務化しています。なお、本年度、黒松内中学校では、自転車通学時に2名が事故により怪我をしています。

町 長 これを契機に、交通安全教室の安全教育をより充実することや、通学時及び放課後のヘルメットの着用を進めるための施策を検討していきます。現時点では、反射材装着や自賠責保険の加入は利用者が行うものとし、ヘルメットの購入は町の支援として補助制度等を、来年度に向けて検討します。

委員② ヘルメットの価格はどのくらいでしょうか。

事務局 ネットを見ると、3,500円から10,000円の価格帯です。

町 長 価格は幅がありますので、補助制度をするのであれば、補助率ではなく上限額を定めたものの方がいいと思います。

委員① 数年前ですが私の子どもには、ヘルメットを被せていました。前日、事故がありましたので、様子を見ると、今の子どもはヘルメットを被っていないですね。もし、頭から倒れたらどうなっていたかを考えるとゾッとしました。黒松内中学校や運動公園からの帰りは下り坂になっていますので、もっと厳しく自転車の乗り方を指導していく必要があると感じました。自転車の教室は2校でしか行われておらず、以前は黒松内小学校でも児童が自転車を持って行き、点検と交通安全教室を行っていました。先生らが自転車を見ることで、異常があると整備するよう話しができますので、全校でも取り組むべきです。黒松内中学校では、遠距離の生徒のみが自転車通学を許可していましたが、数年前からその基準がなくなったことで、多くの生徒が許可を得ています。そうすると、より自転車事故の可能性は高くなりますので、ヘルメットの着用を事故があつてからでは遅いですから、積極的に進めるべきです。もちろん、交通安全

教室等による安全教育を充実するべきですし、この思いを持ちましたので、教育委員会にも今まで言わなかったことは、私の責任もあるのではと思いました。

町 長 そうですね。交通安全教室は、警察に直接、依頼して実施しているのでしょうか。

総務課長 先ほどの2校は、総務課を通じて実施している件数ですので、春の自転車点検時等に警察に直接依頼しているのもあると思います。

町 長 学校が独自に行うものと教育委員会や総務課と協力して行うものを確認する必要があります。交通安全教室や点検の実施のためのルールづくりをする必要があります。来年度の通学時のヘルメット着用は、黒松内中学校では義務化する予定でしょうか。

教育長 黒松内中学校では義務化したいと聞いております。PTAに説明する時期は、いつにするかは聞いています。高校生が自転車事故により、怪我をさせて賠償金が発生したことが契機になっていると思いますので、生徒自身が加害者になることから、交通教育と保険加入は本当に大切です。

委員① 本町では少ないかもしれませんが、自転車が店舗から出てきた歩行者に衝突しそうになるという話は聞きますので、いつでもあり得ることを考えなくてははいけません。小学生には、ビデオなどを使用して教えることはできないでしょうか。

委員③ 通学している様子を見ると、自転車が歩道を横に並んで通行している。指導により、危険な物に乗っているという教育は大切です。

町 長 続いて、3番の当面する教育課題に進みます。委員の皆さんからは、ございますでしょうか。

それでは、私から西予市の災害における町の取組の現状をお話しします。住民には、回覧でお知らせします。西予市の中でも交流が深い野村町が、最も被害が大きいです。災害を知りましたので、「本町で、すぐに対応できることをお伝えください。」と連絡を取りました。3日後に連絡があり、「人的支援は現在はいらないが、まずは飲料水がほしい。」との要望でございました。黒松内銘水の飲料水を積み込み、トラックで向かいましたが、周辺の道路も被害が多く、11日に出発し14日に到着しました。現在は、電気と飲料水は復旧しましたが、家屋が流された方も多く、90名が避難所にて生活されて長期化するとの見通しです。

委員③ 町では、西予市にお見舞いには行かれていないのですか。

町 長 議会とも相談しますが、町からの見舞金200万円を持参したいと考えていますが、家屋の後片付けや復旧対応で忙しい中でありますので、現地が治まってからが良いと

思っていますので、その時期を見計らっています。私と議長らと行くこととなります。共同募金会にて、町民の皆さんにご願いをしますので、どうぞ、よろしくお願ひします。また、交流事業では、町民や中学生らが訪問していますので、情報収集を行い8月10日頃には庁内会議にて本年度の取組方針を定めたいと考えています。西予市訪問は、西予市にもご協力いただくこととなりますので、無理はできないと考えています。なお、9月には、野村農業高校生の来町は予定どおりと聞いています。

委員② ビーフ天国会場では、募金活動はするのですか。

総務課長 共同募金会と相談し、会場内に設置します。

委員② 例年、 Beef天国では西予市の特産品の試食や販売をしていますが、電話をすると、とても準備できる状況ではないとのこと。今年は、道の駅くろまつないにある特産品を販売します。

町長 西予市も募金活動は実施していますし、ふるさと納税として返礼品なしでの募集を呼び掛けていると聞いています。委員の皆さんからはいかがでしょうか。

委員等 ありません。

町長 本年度の総合教育会議の予定はどうなっていますか。

事務局 次回は、12月下旬に平成31年度予算関連及び教育課題を議題に開催します。併せて、本日、ご意見をいただいた児童生徒の安全対策を、総務課とも打ち合わせをし、まとまりましたら、提案いたします。また、協議等すべき事項が生じましたら、随時、開催いたします。

町長 今日は、長時間にわたりありがとうございました。これで閉じたいと思います。お礼を申し上げ、これで終わります。ありがとうございます。

委員等 ありがとうございます。